## 事故情報の分析に関する前回までの議論の整理

平成22年12月 消費者委員会事務局

	消費者安全専門調査会で出された意見等
分析体制に関するもの(消費者庁)	・事故情報の調査・分析に関して、消費者庁が主役となって産業振興官庁の対応の不十分さを是正できるような体制づくりを早くやってほしい。 ・事故の分野ごとに消費者庁が専門家のアドバイザリーグループをつくるなど自ら調査・分析する体制を整えるべき。 ・分析官を置いてほしい。データは分析しないと役に立たない。 ・専門分野が細分化している中で、ある程度ゼネラルに分析のできる人材がいるか。 ・事故の分析を国で全部やるのは無理がある。お金を出して民間で調査した方がいい。 ・事故情報を迅速に調査できるのは、製品を設計・製造した企業である。企業にリスクアセスメントのデータを出してもらわない限り、事故を防ぐことは難しい。企業をどのように組み込むかも大事。 ・地方自治体には情報の分析力、蓄積がないので、消費者庁ともっと合議して、消費者庁に分析官、相談窓口を設けて一緒に考えて、通知しないと地方にとっては大きな負担になる。 ・完全に誤使用と言い切れるか。誤使用が多いとやはり製品がおかしいだろうとか安全性とは何かにつながるので、消費者事故等に該当しなくても将来のために分析することは必要。消費者庁がパンクすると言うかもしれないが、分析体制をどうするのか、そこで自治体と連携できないかという話になっていく。 ・(誤使用かどうかの判断について)理科系の方ばかりでなく、いろんな方がいて、これはおかしい、これはメーカーが直すべきだという判断をするのが、消費者庁の分析になっていくのでは。 ・消費者庁の体制について、今後の課題が見えてきたところで、現状できること、対応しづらい部分は何か、またスタッフの人材育成的な部分も含めて、時間軸の中で今後どのように体制を強化していくのか、終を示すべき。またその絵の中で、タスクフォースがどのように関係していくのかも示すべき。 ・解析・分析の仕組みが見える工夫が必要。 ・調査、分析しなければならない案件について、メーカーに細かい質問状を出して、答えを公表していくことによって、メーカーから真剣な対応を引き出すことを考えてみてはどうか。

(第1, 2, 3回の意見は黒字, 第4回の意見は青字)

(消費者安全法→消安法,消費生活用製品安全法→製安法で表示)

分析体制に関するもの(地方自治体)	<ul> <li>・地方においてこそ技師がいて、商品テスト室の充実をはかることが重要。</li> <li>・消費者からの商品テストの希望を第1義的にテストするような機能を充実させてほしい。</li> <li>・国民生活センター、NITE、地方の商品テスト機関、事故情報分析タスクフォースのテスト結果の情報をデータベース化してもらい、有効に活用されるようにしてほしい。</li> </ul>
-------------------	--

	消費者安全専門調査会で出された意見等
分析内容,対象に関するもの(誤使用を含む)	・誤使用にすると何も問われず、「その後も注視していきます」という文書で逃げた感じになってしまうが、製品の問題と誤使用のラインがわからない。誤使用をなくして、徹底的に直させるべきで、誤使用というカテゴリーで逃げるのはおかしい。 ・ISO、機械安全の国際規格で、予見可能な誤使用は、対策を取らなければならないとある。安全対策がとれていないのに、警告表示、ここは危険とか、取扱説明書でこう使ってはだめですと書いて逃げてはいけないとISO規格は決めている。 ・構造上、誤使用を誘発するようなケースはたくさんある。 ・もっと国はお金をかけて、人間だけでなくて、コンピューター処理をするような大規模なシステムをつくって、膨大なデータから、本当に必要なデータを取ることをしたらどうか。・分析のテーマの選び方について、何を取り出して、何を分析するかが問われる。大きなところが抜けないように、一回議論した上でやるべき。 ・1件あるいは2件しか起こっていないものでも大きな問題を含んでいるものは早く見つけて、早く対策を取るべき。 ・窒息、溺死のように事故が多いものについて、調査や対策が取られていない。階段のような家庭内の事故に集中して調査して、不慮の事故を滅らすようにしたら、大きな効果があるのでは。・国民の安全を考えるような国民安全庁という発想で考えれば、浴室とか階段とかの家庭内の事故に目を向け、投資するところが違ってくるのでは。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・